

環境アセスメントに係るお知らせ

平成23年10月5日

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)条例第35条に基づき**(仮称)** 川崎駅西口大宮町 E-1街区住宅開発計画に係る事後調査報告書(供用時その2)の写しの縦覧を次の とおり行います。

_ とおり行います。		
指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	 ・東京都中央区八重洲一丁目9番9号 東京建物株式会社代表取締役社長 畑中誠 ・東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 株式会社ジェイアール東日本都市開発代表取締役社長 大川博士 ・東京都渋谷区代々木二丁目2番6号 東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所長 栗田敏寿
	指定開発行為の名称	(仮称) 川崎駅西口大宮町 E-1 街区住宅開発計画
	指定開発行為の種類	・ 高層建築物の新設(第2種行為)・ 住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区大宮町28番2 他 区域面積:5,404.70㎡
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	計画戸数:395戸、計画人口:1,198人、最高高さ:117. 5m、延べ床面積:44,456.67㎡
	事後調査の項目等	緑
	環境影響評価の手続経過	平成17年5月13日 条例環境影響評価準備書公告 平成17年7月28日 条例見解書公告 平成17年11月9日 条例環境影響評価審査書公告 平成17年12月15日 条例環境影響評価書公告 平成18年10月16日 事後調査報告書の公告(工事中その1) 平成19年9月25日 事後調査報告書の公告(工事中その2) 平成22年3月5日 事後調査報告書の公告(供用時その1)
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間: 平成23年10月5日(水)から 平成23年11月4日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、幸区役所で は、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。) 時間:午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記事後調査報告書の内容を御覧 になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	幸区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成23年11月4日(金) (郵送の場合は、平成23年11月4日消印有効) 提出先:環境局環境評価室意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044(200)2156